

(設置)

第1条 島田市役所及びその周辺における公共施設の整備に関する基本構想（以下単に「基本構想」という。）に関し必要な事項を検討するため、島田市役所周辺整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本庁舎が有すべき機能についての基本的な考え方に関する事項
- (2) 本庁舎の周辺において本市が保有し、又は保有していた施設の機能の維持及び再生についての基本的な考え方に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、検討する事項に関係のある者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。